

介護サービス事業者の指定等に係る手数料について

1 概要

介護サービス事業所の増加や愛知県からの指定権限等の移譲により、介護サービス事業者の指定及び更新の申請に関する審査事務や指導監督業務が増加しています。

適正な介護サービスの提供を継続するため、審査事務体制の確保と指導体制の強化を図ることを目的とし、春日井市手数料条例(平成12年春日井市条例第5号)の規定に基づき、手数料を徴収します。

2 手数料額

サービス区分	サービス種類	指定申請 手数料	更新申請 手数料
地域密着型 サービス ※1	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	30,000 円	10,000 円
	夜間対応型訪問介護		
	地域密着型通所介護		
	認知症対応型通所介護		
	小規模多機能型居宅介護		
	認知症対応型共同生活介護		
	地域密着型特定施設入所者生活介護		
	地域密着型介護老人福祉入所者生活介護		
	看護小規模多機能型居宅介護		
地域密着型 介護予防サービス ※1	介護予防認知症対応型通所介護 ※2	30,000 円	10,000 円
	介護予防小規模多機能型居宅介護 ※2		
	介護予防認知症対応型共同生活介護 ※2		
居宅介護支援	居宅介護支援	30,000 円	10,000 円
介護予防支援	介護予防支援 ※3	30,000 円	10,000 円
介護予防・日常生活 支援総合事業 ※1	第1号訪問事業(住民主体サービスを除く)	30,000 円	10,000 円
	第1号通所事業(住民主体サービスを除く) ※4		

※1 春日井市内に所在地を有する事業所に係る指定、更新に限ります。

※2 同種の地域密着型サービスと地域密着型介護予防サービスを同時に申請する場合は、介護予防に係る手数料は必要ありません。

※3 居宅介護支援と介護予防支援を同時に申請する場合は、介護予防支援に係る手数料は必要ありません。

※4 地域密着型通所介護と介護予防・日常生活支援総合事業第1号通所事業を同時に申請する場合は、総合事業に係る手数料は必要ありません。

3 支払方法

指定(更新)申請書類を受付後、納入通知書を郵送します。納付期限までに納入通知書裏面の納付場所にて所定手数料をお支払いください。

この手数料は申請の審査事務に係る手数料であるため、指定(更新)できない場合又は、指定(更新)申請を取り下げる場合でも手数料は返還しません。

問い合わせ先

春日井市健康福祉部

介護・高齢福祉課 指導担当

電話(0568)85-6921